

岡山県ミニバスケットボール連盟会議規定

- 1 岡山県ミニバスケットボール連盟（以下県連盟）の理事会，および，常任理事会は県連盟の規約に基づいて行わなければならない。
さらに，県連盟の理事会，および，常任理事会を円滑に進行するために以下の規定を設ける。
- 2 理事会は，全理事が参加することを原則とする。しかし，やむを得ず欠席する場合は委任状を提出するものとする。
ただし，チーム関係者が理事の代理で出席することは認める。その場合，代理者には発言権，議決権が認められる。
- 3 理事会で議案を多数決により採択する場合は，理事会に出席している理事の採決により行う。その場合，議長は採択する際に理事会出席者の人数を確認し，権利のないものが採決に参加しないようにする。
- 4 常任理事会は，全常任理事が参加することを原則とする。しかし，やむを得ず欠席する場合は委任状を提出するものとする。
ただし，各地区常任理事，各委員会の委員長がやむを得ず参加できない場合，代理を立てて必ず出席するようにする。その場合，各地区常任理事，各委員会の委員長からの委任状を持って参加するようにする。代理者には発言権，議決権が認められる。
また，議長が必要があれば，常任理事でないものにも出席を認めることができる。
- 5 常任理事会で議案を多数決により採決する場合は，常任理事会に出席している常任理事及びその代理者の採決により行う。
- 6 この規定は，県連盟常任理事会出席者の過半数の賛成で変更できる。

付則

この規定は，平成 12 年 11 月 23 日より施行する。
この規定は，平成 17 年 2 月 19 日より施行する。